

住民投票制度行政素案の答申について（案）

平成26年12月3日

住民投票に付することができる「市政の重要な課題」（行政素案の内容）

- 市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、(1)～(5)を除いたもの

《除外事項》

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 市の組織、人事又は財務に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) (1)～(4)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

答申（案）

「(1) 市の権限に属さない事項」は、除外事項として規定しないことが適切である。

住民投票の投票資格（行政素案の内容）

- 対象者 日本国籍を有する者又は永住外国人
- 年齢要件 年齢満18年以上
- 住所要件 引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有すること

※ 外国人住民のうち「特別永住者」及び「永住者の在留資格をもって在留する者」を永住外国人として対象とする。

答申（案）

行政素案による整理が妥当である。

住民投票の請求等（行政素案の内容）

- 市民からの請求
（投票資格者総数の4分の1以上の者の連署）
- 議会からの請求
（議決事件（議員の議案提出権による）※議員定数12分の1以上、過半数議決）
- 市長自らの発議
（自ら住民投票を発議）

答申（案）

市民からの請求については、投票資格者総数の4分の1以上の者の連署が適当である。

住民投票の請求等については、市民、議会、市長の三者に設定することが適当である。市長自らの発議については、制限を設けるべきではない。

成立要件（行政素案の内容）

- 設けない

※ 必ず開票を行い、住民投票の賛否の内容についての結果を公表することにより、市民の知る権利を保障する。住民投票の結果は、投票率、賛否の割合等を総合的に判断した中で尊重される。

答申（案）

行政素案による整理が妥当である。

その他附帯意見

住民投票制度を導入するに当たっては、市民への周知を丁寧に行う必要がある。